

令和7年度 9月24日開催分 ・大崎上島町農業委員会議事録 作成者 宇郷三恵




日 時	令和7年 9月24 (水) 午後1時30分	場 所	大崎上島町役場2階会議室
1. 出席 委員	文田秀也・下末典和・幸家真美・藤原孝一・越田賢一・岩崎太郎		
2. 欠席 委員	中原幸太		
3. 出席者 総 数	出席者 6名		
4. その他 出席者	事務局長 三村竜也 事務局 堤飛輪 農林水産係 川上優		
5. 議事録 署名委員	文田委員・下末委員		
6. 担 当 推進委員	道林栄三・玉谷誠・佐古岡厚		
7. 提 出 議 題	<p>審議及び報告事項</p> <p>議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第 6号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第 8号 非農地証明申請について 議案第 9号 非農地証明申請について 議案第10号 非農地証明申請について</p>		
8.	議 事 内 容		
事務局	定刻になりましたので、9月の農業委員会を始めたいと思います。 それでは、よろしくお願ひします。		
議長	あいさつ		

	<p>議事録署名人の選任ですが、文田委員と下末委員にお願いします。 それでは、審議事項に入ります。 議案第1号農地法第3条の規定による申請についてですが、私に関する案件ですので、退室いたします。</p> <p>(岩崎議長・退室)</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 9月24日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) 農地法第3条による賃貸借です。 こちらを道林委員と現地確認しておりますので、報告をお願いします。</p>
道林委員	<p>場所ですが、大西港から瀬井に向けて100メートルくらい入った左側にあり貸人の家の裏側になります。5年くらい前まではきれいに耕作られていましたが、今は草で覆われている状態でした。下側の筆はすぐ耕作できそうですが、上側は山になっているのでどうするのかわかりませんが。</p>
幸家委員	<p>開墾できるところまではするんでしょうね。</p>
下末委員	<p>重機を使わないといけませんね。がんばってやってもらえたら。</p>
職務代理	<p>他に意見等ありませんか。ないようですので議案第1号は許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。</p>
委員全員	<p>挙手</p>
職務代理	<p>全員賛成ですので、議案第1号は許可と決定いたします。 (岩崎議長・入室着席)</p>
議長	<p>続いて、議案第2号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 9月24日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) こちらを玉谷委員と現地確認しておりますので、報告をお願いします。</p>
玉谷委員	<p>場所ですが、航空写真を見てください。黒崎の埋立をしている付近です。現状ですが、現地確認の写真を見てください。平らな状態で草が生えおり、何も植わっていない状態でした。審議の方、お願いします。</p>
議長	<p>議案第2号について質問等ありませんか。</p>
下末委員	<p>農地として譲るんですね。駐車場とかではないんですね。</p>
事務局長	<p>3条で申請ですからね。名義変更後、一時転用で埋めるということはあるかもしれませんがね。その場合は5条の申請が出てくると思います。</p>
玉谷委員	<p>見た感じでは、植え付けをしたらそのまま作物ができそうでしたね。</p>
下末委員	<p>そのまま農業をしていくなら問題ないですね。次のステップで土を入れようと思えますと何のためにとなりますね。今のままでの耕作は賛成ですよ。</p>
越田委員	<p>隣の埋めた方は谷になっていたのですが、ここは元々地山ですからね。</p>
幸家委員	<p>観光農園とかをする目的で、少し離れた場所にブルーベリーを植えたりしているのですらんだと思うんですけど。</p>
下末委員	<p>できるかどうかを判断するのではなく、する気があるかどうかですよ。</p>
越田委員	<p>申請地に行く道路は、埋め立てをした方からしかありませんか。</p>
玉谷委員	<p>そうですね。そちらからしかありません。</p>
下末委員	<p>やってくれるんなら問題ないですね。この申請の内容を覚えておいて。</p>
事務局	<p>話の流れで言ったように、一時転用が出てきたときに、農業委員会にかかるのです</p>

	が、どういう反応といたしますか、判断になるんですか。
下末委員	玉谷委員が言うように、埋める必要はないですよと聞かかけはいますよね。今の状況で農業するのに土を入れなくてもできるんじゃないですか、というのが正しいと思いますよ。
事務局	写真が少し古いのですが、申請地の下側はいくらか耕作しているのですか。
玉谷委員	何もやっていない。崖になっています。そちら側も残土を埋めたあとですね。
文田委員	両側とも埋めているんですね。
事務局	申請が出てきたときにどうなのかなと気になったものですから。またお諮りすると思います。
議長	議案第3号についてですが、議案第2号と関連があります。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 9月24日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明)
玉谷委員	残土を入れた後のところの境ですね。
越田委員	入れるところがまだあるんですね。
事務局	ここの下は海なので、崩れても影響がないので、書類が整っていれば許可自体はすんなり出るんじゃないかと思えますね。農地改良で一時転用ですと出てきたときに、施主さんの希望に対して、それはおかしいですよと言えるかという、難しいと思えますね。これはこうだから必要で、これからの農地のためといわれると、こちらも断りようがない状況にあります。事務局が判断するわけではないので、お諮りすることになるのですが、基本的には止められないということをご承知おきください。
越田委員	申請の時点で、明らかに段差がひどく収穫したものが運び出せないなどの、正当な理由があれば、問題ないですね。
事務局	一時転用の場合は、図面も出てきますので、それを検討していきながら判断することになると思います。
越田委員	やみくもに農業委員会が反対するということは違うと思えますね。
事務局	一番は、本当に耕作していくかというところを確認していただいて、あとは条件をいくらか付してということも案になりますね。
下末委員	耕作予定の確認をして、年に1回くらいはみんなで現地を見に行くことが必要だと思いますね。ちゃんと耕作している人はもちろんいますが、植えますと言って何もしていない人もいます。計画ではこうでしたが、どうなっていますかということも必要だと思います。
越田委員	下末委員が言うように、埋め立てや造成をしたところは1年以内に植え付けをするということになっているので、それは見に行くべきだと思います。
事務局長	一時転用でいつ終わってとかいう一覧を、担当職員が今作っているんですよ。完了届が出た時点でチェックできたらいいかなと思っています。
下末委員	現地確認は農業委員全員に声掛けしていくようにすればいい。
幸家委員	許可をする時点で、毎年1回現地確認をするようになりました、それまでに植え付けしてくださいねと言っとけばいいですね。
文田委員	耕作できる土かどうかですよ。うちの近くで埋め立てた場所は、地元の土を入れてちゃんと耕作できるように整備していますよ。そういう場所もありますからね。
下末委員	この状態での3条については、反対することはないですね。
議長	埋め立てについては、申請が出てきたときに判断するとして、議案第2号・3号については、許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手

議長	全員賛成ですので、議案第2号・3号は許可と決定いたします。 続いて、議案第4号から第7号については関連がありますので、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第4号・5号・6号・7号 農地法第4条の規定による許可申請について農地法第4条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 9月24日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、農地転用許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明)
文田委員	どこに植える予定ですか。
越田委員	今は所有者ごとの筆に法面がありますが、結果的には全部つながって平らになるのですか。
事務局	それが最終的な目標だと思っております。
下末委員	壮大な目標ですね。現時点では、持ち主が違うので平らにはならない。
事務局	45ページに通常の営農行為の範疇の判断基準の確認フローがありますが、休耕期間1年未満かという問いに、今回は2年という申請になっていますので、通常の営農行為には該当しないということで、盛土規制法の許可が必要です。また、県の農業会議にも諮問が必要です。ご審議の方、お願いします。
議長	この件について、質問等ありませんか。
越田委員	確かに、周りが埋められているので、田をするといっても水路もないし、田ができないとなったら、周りの高さに合わせて埋めるしかないですね。ばらばらと申請が出てくるのではなくて、地域の農業計画とかを立てて、話がついてからいっぺんにできればいいですね。
事務局	実際には、盛土規制法の申請の方が相当手間なんですけど、この業者は何年も前から、地権者に了解を得ないといけないので、そこから始めるのにかなりの時間がかかるんですよ。今回は4件ですが、この間にも相当な動きがあります。なので地権者が多いですし、いっぺんにはできない。
越田委員	結局農地にするのであれば、県とかが取りまとめをしてくれれば、業者のフォローをするわけではないけれど、一つずつぶしていかなくても、もう少しみやすくなるんじゃないか。それと結局、埋め高が一番高いところに合わせていますよね。それなら高低差1メートル以内の3段くらいにする指導とかできるんじゃないか。
事務局	道路があるので、どこかに法尻が来ると思うんですね。それに合わせて段々にした方がいいと通常は思うはずなんですけど。見るからに県道の高さくらいはありますよね。
越田委員	ターミナルに行く方の道もあるし、建設会社の倉庫もあるし、相当高くなりますね。
事務局	そこまでたどり着くまでかなりの期間があるので、そこまでに考えるのかと。
文田委員	最終的に、農地の輪郭といいますか、どのようになればいいのか。今のままでは最終的に農地にはなりませんよ。ここ一帯を一枚の農地にするとなったら、すごくいい農地になりますよ。緩やかな緩傾斜にしたらすごくいい農地になるのに、今の計画では前方後円墳のような農地ばかりになっています。
越田委員	何筆か続いているところは面になっています。
幸家委員	できるところはやっていると思うので、話が付かなかったということじゃないですか。
文田委員	法面になっている農地と、隣の筆と話が付けばそこは埋まるので、それだけ分増えますよね。ですが最終的な畑ということが見えない。
幸家委員	結局、相続の法律が変わらないと、相続人全員の印鑑がとかネックになっていますよね。
文田委員	すごい手間な工事ですよ。

議長	申請者が耕作するんですか。
越田委員	本来であれば申請者、それか申請者がだれかに貸すか。
文田委員	最終的に畑にしますと埋め立てたものが、何を作ったのだろうとならないか。
越田委員	最終的には平らになる予定でしょう。
文田委員	これだけの筆数なので一度にはまとめられないか。難しいですね。
越田委員	植えるって言っているのだから、そこをチェックするしかないですね。
文田委員	強制力はないですね。
下末委員	どこまで力があるのかはわかりませんが、それを言ったよというプレッシャーをかけることはできますよね。
事務局長	申請の計画をやってなかったら虚偽の申請ということになるので、やりますということで申請しているので。許可はするけどちゃんとチェックに行きますよ、やってなかったらこういう罰則がありますよということをわかってもらわないと。
越田委員	以前あった申請で、植えなかったら元に戻してくださいねということをお話したことがありましたね。その時は本人に確認するために申請を出しなおしてもらいましたね。前は業者名で出てきていましたが、今は個人の名前で申請ですから。工期が2年となっていますが、超えた場合はどうなるのですか。
事務局長	工期の延長届を出して、終わったら完了届を出してもらいます。
議長	それでは議案第4号から7号は許可してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。
委員	挙手4名
議長	賛成多数ですので、議案第4号から7号は許可と決定します。続いて、議案第8号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第8号 非農地証明申請について 次のとおり、農地法の適用を受けていない旨の非農地証明申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 9月24日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、非農地証明現地確認書を基に説明) 申請地は昭和42年に自己居住用住宅を、平成10年に3階建の旅館が建築され今に至ります。明らかに宅地・雑種地で、畑としては利用できないことがわかると思います。審議の方、よろしくをお願いします。
議長	議案第8号について質問等ありませんか。ないようですので議案第8号は許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第8号は許可と決定いたします。続いて、議案第9号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第9号 非農地証明申請について 次のとおり、農地法の適用を受けていない旨の非農地証明申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 9月24日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、非農地証明現地確認書を基に説明) 申請地は平成元年頃から耕作を辞めたことによって、耕作放棄地となり作物の栽培が困難となっています。現地確認の写真を見ていただいたらわかると思いますが、明らかに山林になっています。審議の方、よろしくをお願いします。
議長	議案第9号について、質問等ありませんか。ないようですので議案第9号は許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第9号は許可と決定いたします。続いて、議案第10号について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>議案第10号 非農地証明申請について 次のとおり、農地法の適用を受けていない旨の非農地証明申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 9月24日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、非農地証明現地確認書を基に説明) 申請地は平成13年頃から耕作できなくなり、平成16年頃には山林となったということです。現地確認は生野島ですので、会長と職務代理に航空写真によって見ていただきました。明らかに農地として使うことはできない状況です。審議の方、よろしくお願ひします。</p>																														
議長	<p>議案第10号について、質問等ありませんか。ないようですので議案第10号は許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。</p>																														
委員全員	<p>挙手</p>																														
議長	<p>全員賛成ですので、議案第10号は許可と決定いたします。 続いて、別綴りになりますが、農地中間管理機構を通した農用地利用集積計画の意見聴取について等、事務局より説明をお願いします。</p>																														
事務局	<p>農地中間管理機構を通した農用地利用集積計画の決定について (意見聴取) (計画書等資料に基づき説明) 農地法第3条の3の規定による届出書におけるあっせん希望について (届出書・航空写真により説明)</p>																														
	<p>審議事項は以上です。他に意見等ありませんか。ないようですので農業委員会を閉会します。</p>																														
9. 議決及び 賛否の数	<table border="0"> <tr> <td>議案第 1号</td> <td>賛成 4名</td> <td>反対 0名</td> </tr> <tr> <td>議案第 2号</td> <td>賛成 5名</td> <td>反対 0名</td> </tr> <tr> <td>議案第 3号</td> <td>賛成 5名</td> <td>反対 0名</td> </tr> <tr> <td>議案第 4号</td> <td>賛成 4名</td> <td>反対 1名</td> </tr> <tr> <td>議案第 5号</td> <td>賛成 4名</td> <td>反対 1名</td> </tr> <tr> <td>議案第 6号</td> <td>賛成 4名</td> <td>反対 1名</td> </tr> <tr> <td>議案第 7号</td> <td>賛成 4名</td> <td>反対 1名</td> </tr> <tr> <td>議案第 8号</td> <td>賛成 5名</td> <td>反対 0名</td> </tr> <tr> <td>議案第 9号</td> <td>賛成 5名</td> <td>反対 0名</td> </tr> <tr> <td>議案第 10号</td> <td>賛成 5名</td> <td>反対 0名</td> </tr> </table>	議案第 1号	賛成 4名	反対 0名	議案第 2号	賛成 5名	反対 0名	議案第 3号	賛成 5名	反対 0名	議案第 4号	賛成 4名	反対 1名	議案第 5号	賛成 4名	反対 1名	議案第 6号	賛成 4名	反対 1名	議案第 7号	賛成 4名	反対 1名	議案第 8号	賛成 5名	反対 0名	議案第 9号	賛成 5名	反対 0名	議案第 10号	賛成 5名	反対 0名
議案第 1号	賛成 4名	反対 0名																													
議案第 2号	賛成 5名	反対 0名																													
議案第 3号	賛成 5名	反対 0名																													
議案第 4号	賛成 4名	反対 1名																													
議案第 5号	賛成 4名	反対 1名																													
議案第 6号	賛成 4名	反対 1名																													
議案第 7号	賛成 4名	反対 1名																													
議案第 8号	賛成 5名	反対 0名																													
議案第 9号	賛成 5名	反対 0名																													
議案第 10号	賛成 5名	反対 0名																													
10. 閉会日時	<p>令和7年 9月24日 (火) 午後14時50分</p>																														
11. 議事録 署名	<p>議事録署名人 岩崎 太郎 </p> <p>議事録署名人 文田 秀也 </p> <p>議事録署名人 下東 典和 </p>																														